

質問書回答

件名： 東京空港事務所第1庁舎内装改修工事（Ⅱ期）

質問内容	回答
<p>1. 現場代理人の常駐について 専任が必要な金額の工事ではなく、発注者との連絡体制が確保されている場合、元請けの現場代理人は巡回でもよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 現場代理人は常駐を原則とするが、請負契約後監督職員との協議した結果、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。</p> <p>(常駐の緩和を可能とする例)</p> <p>① 請負契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等</p> <p>② 現場代理人が他の工事と兼任する場合の緩和要件</p> <ul style="list-style-type: none">・工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、現場代理人が兼任する工事の件数が少数であること・兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること・監督員が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること <p>詳細については、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（国土建第161号 平成23年11月14日）ご参照ください。</p>